M_{23} ＝ 0.05642
M_{24} ＝ 0.05790
M_{25} ＝ 0.058
M_{26} ＝ 0.058
M_{27} ＝ 0.056
M_{28} ＝ 0.0556
M_{29} ＝ 0.0558
M_{30} ＝ 0.04550
$M_{令元}$ ＝ 0.04485
$M_{令2}$ ＝ 0.00195
$M_{令3}$ ＝ 0.00278
N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

O_{15} ＝ 0.017
O_{16} ＝ 0.009
O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.000
O_{20} ＝ 0.05356
O_{21} ＝ 0.05601
P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総

M_{23} ＝ 0.05653
M_{24} ＝ 0.058
M_{25} ＝ 0.059
M_{26} ＝ 0.058
M_{27} ＝ 0.056
M_{28} ＝ 0.0557
M_{29} ＝ 0.0454
M_{30} ＝ 0.04559
$M_{令元}$ ＝ 0.00119
$M_{令2}$ ＝ 0.00195
$M_{令3}$ ＝ 0.00278
N_n　沖縄北部特別振興対策に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額。この場合において、市町村が組織する組合に係る額については符号 B_n に準ずるものとする。

O_{14} ＝ 0.057
O_{15} ＝ 0.017
O_{16} ＝ 0.009
O_{17} ＝ 0.000
O_{18} ＝ 0.000
O_{19} ＝ 0.075
O_{20} ＝ 0.05366
O_{21} ＝ 0.05606
P　国が行う第二種(A)空港の整備事業に係る法令に基づく市町村負担金に充てるため昭和 57 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、昭和 57 年度から昭和 61 年度までの各年度及び平成 3 年度から平成 11 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 57 年度及び昭和 59 年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 61 年度、昭和 62 年度及び平成 4 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総